

平成31年3月18日

会員 各位

岐阜県行政書士会
会長 佐藤廣之

『農業委員』への自薦、他薦について

先の農業委員会の制度改革により、農業委員の選考は、農地の保有状況に関係なく広く農業委員を公募により募ることとなり、現在全国では70名近くの行政書士が地域の農業委員として活躍しています。

見出しにつき、農業委員の任期は3年で、本年より制度改革後第2回目の改選が始まります。この間、会としては、首長訪問等を通じて、行政書士の登用をお願いしてきました。

農業委員への応募にあたっては自薦また他薦の推薦状が必要となります。

昨年の日行連での農業委員（行政書士中立委員）の意見交換会において、自薦半分、他薦半分でした。他薦の場合は支部推薦などでした。

本会としましては、市町村の農業委員会又は個人からの推薦要請に積極的に対応したいと考えています。

具体的に、農業委員の応募については、大半の市町村は、2020年7月～8月であります、山県市・各務原市は2019年4月、瑞穂市が5月、飛騨市が7月、下呂市が10月、恵那市が11月、郡上市が、2020年3月と早いところがあります。

現在、県下で農業委員となっている行政書士は1名（池田町）であります。

又、恵那支部長宛てに会員の推薦依頼が寄せられています。

農業委員としての活動については、農地利用最適化推進員（原則、農業委員会の総会への参加や議決権なし）とは役割が別ですが、あまり明確に区分けされていない市町村もあります。農業委員の職務は、農業委員会総会で許認可等の審査業務もありますが、担当地区内の申請者との事前協議や地域の耕作放棄地などの見周りパトロール（自主活動）などもあります。報酬（給与）は、一定の基準が設けられておりますが、各市町村まちまちであります。

農業委員への登用は、行政書士が行政手続きの専門家として、地元市町村と結びつきも強く、まさに専門性を生かして社会的貢献を担っての適職かと考えます。

各位の積極的な対応を是非ともお願い申しあげます。

以上